表から続き

ヘルスケアニューフロンティア政策を見直し、多くの県民に直接届く政策を

ヘルスケアニューフロンティア政策という聞きなれない言葉は、知事が2013年から熱心に推し進めている政策です。

その柱の一つは、「未病の改善」。未病産業研究会なるものを作ったり、国際シンポジウムなどを度々開催しています。

県が企業を応援し、そこで開発された商品やサービスを、県民が購入するという仕組みが目立ちます。

でも自治体は、住民に無償で或いは安く健康で暮らすためのサービスを、直接提供することを考えるべきです。

またもう一つの柱として、最先端医療・最新技術の開発支援などを掲ています。

でも、最先端医療の成果は国民が広く享受すべきもので、国が責任をもって支援すべきです。

リスクの点からも、一自治体が真っ先に飛びつくような政策ではありません。

産業政策としては対象が狭すぎます。

この政策を見直し、貧困対策、医療費無料化・健診・介護予防・中学校給食への補助などを強化することを求めました。

質問に対する知事の具体的な答えはなく、いつもの説を一段と大きな声で繰り返しました。この感情的な知事の反応に、議場にはどよめきが。

質問を終え傍聴の方と懇談

国保の滞納差し押さえなどやめよ

国民健康保険については、高すぎる保険料を抑えるために市町村は財政を繰り入れていますが、国はこの繰り入れを縮小させようとしています。

君嶋議員は、この繰り入れに制限を加えないよう求めています。

また滞納に対する差し押さえなど行わないよう求めました。

これについては、丁寧な対応をしていくとの答弁がありました。

県立高校の削減はとんでもない！

「県立高校改革」については高校数の削減を行わないこと、それぞれの学校に無理な特色づけを行わないことを求めました。

神奈川県の全日制進学率は、全国下から2番目。入学定員が足りないのです。それなのに、さらに20～30校減らすとしています。

また多様化の名の下に、進学重点校やグローバル校・サイエンススクール等特化した学校づくりを進めています。

中学校卒業時に細分化された学校と、自分の適性を見極めることは容易ではありません。中退者が増え、学校間格差も拡大しています。

変化・成長に対応できる「普通」の高校を、県内にバランスよく存在させることを求めました。

君嶋ちか子が黙ってない

労働時間は働き方の基本

私達が雇用されて働く場合、基本となるのが労働時間です。

賃金額の決め方や支払い方は様々であれ、賃金は労働時間を基に算定されてきました。

「労働者が労働力を資本家に売る」という行為を具対的に測れるのは、労働時間によるからです。

「労働時間」をなくしたい？

その労働時間が今、攻撃にさらされています。

小泉内閣の頃、規制改革会議における財界委員の「労働時間の概念を無くしていく」という趣旨の発言に驚いたことを記憶しています。

この数年、労働時間という捉え方をなきものにしようとする政府や財界からの攻撃が強まっていますが、安倍内閣の下で、その動きが加速しています。

残業代を払わなくてもいいとする「高度プロフェッショナル制度」も「裁量労働制の拡大」もその方向を目指しています。

首相悲願の「働き方改革一括法」は今やぼろぼろの状態ですが、私たちの働き方がかかっているので、すから、目が離せません。

問題は裁量労働制だけではない！

8時間労働はこれまでの財産

「8時間労働」というのは、労働者が勝ち取ってきた財産です。健康に生きること、文化を享受しながら生活すること、これらの願いが詰まっています。

労働時間の短縮とともに、賃金を上げる事、働くルールの強化を是非実現したいものです。

私たち県議団も公正な働き方を度々質問でとりあげ、奮闘しています。

私たちの取り組みの結果、県作成の「働くときのルール」も県内高校生に配布されるようになりました。

法律コラム

建物（アパート・店舗）明渡しの場合の注意

弁護士　星野文紀

君嶋県議の後援会では、月初めの金曜日19：00から、弁護士による無料法律相談の機会を設けています。

なかなか相談できない弁護士に気軽に相談できる機会ですので、是非ご利用下さい。

ここでは、身近な法律問題について少しお話ししたいと思います。

近年、建物の建て替えということで、アパートや店舗の明渡しの請求を受ける事例が増えています。

次に借りるための費用等を出してもらえれば出ても良いと考えている場合には、金額をいくら出すのか、引越しをするまでに何ケ月ぐらいの猶予があるのかはっきり決めてから次の引越し先を捜すようにして下さい。

話しが決まらないうちに引越し先を決めてしまうと、結局、一円ももらえないことになってしまうからです。

というのは、明け渡しに対して引越し費用等を請求する権利が発生するのではなくて、大家さんが借家人から明渡しの合意を得るために金銭支払いの約束をするからお金をもらえるという仕組みになっているからです。

君嶋事務所にて（左記）

くらし・法律相談を始めました。

毎月第1週の金曜日
午後7時より
＊事前に予約をお願いします。

JR南武線向河原下車2分南武沿線道路沿い左手

☆火曜日・木曜日は午前10時～午後4時開いています。

住所　〒211-0011
中原区下沼部1763
tel/fax 044-789-532